

# I. 公益目的支出計画に基づく支援事業

## 平成30年度 募集要領

### **1.社会資本整備に関わる広報活動支援**

- ◆ 社会資本整備・利用等に関する広報活動等支援事業

### **2.地域活性化等支援**

- ◆ 1) 河川・道路に関する活動を通じた地域活性化活動支援事業
- ◆ 2) 環境（体験）学習による人材育成活動等支援事業
- ◆ 3) 河川、道路等の社会資本の愛護活動支援事業
- ◆ 4) 地域資源の活用による活性化支援事業（九州風景街道）

### **3.防災活動等支援**

- ◆ 地域防災活動等支援事業

# 【H30公益目的支出計画に基づく支援事業募集要領】

## I. 公益目的支出計画に基づく支援事業

### 1.趣旨

九州の各地域において、社会資本の整備・利用に関する広報・啓発などの活動や河川・道路等の愛護活動、環境学習による人材育成、地域活性化及び防災活動等について、ボランティアの精神で取り組む団体等を支援するものであります。

### 2.活動内容等

各活動内容等については、平成28年度に支援を行いました事業の事例を、当協会ホームページの公益事業ページに掲載していますので参考にして選択して下さい。

#### (1) 社会資本整備に関する広報活動支援

##### 1) 社会資本整備・利用等に関する広報活動等支援事業

地域にとって重要な河川や道路等の社会資本の整備や利用等に関するイベントやフォーラム等を開催し啓蒙・啓発などの広報を行う活動への支援を行います。

#### (2) 地域活性化等支援

##### 1) 河川・道路に関する活動を通じた地域活性化活動支援事業

重要な河川や道路を舞台に、または活用して行う地域おこし等の活動への支援を行います。

##### 2) 環境（体験）学習による人材育成活動等支援事業

重要な河川や道路を教材に小中学生等を対象とした環境学習や地域の環境保全活動への支援を行います。

##### 3) 河川・道路等の愛護活動支援事業

重要な河川や道路等年間を通じて美化、清掃等のボランティア活動への支援を行います。

##### 4) 地域資源の活用による活性化支援事業

九州風景街道の各ルートが企画する年間活動計画に基づく申請により支援を行います。

#### (3) 防災活動等支援

##### 1) 地域防災活動等支援事業

主として市民団体等が行う地震や河川水害時等のボランティア活動及び防災・減災活動への支援を行います。

- \*重要な河川や道路とは、河川は一級河川、道路は一般国道を想定しています。
- \*支援を希望される事業を1つ選択して下さい。（複数は不可）

### 3.応募対象

- 九州各県において、ボランティアによる地域づくり等に取り組む意欲的な団体等で
- ①上記2の各活動支援(1)～(3)における実績を有することが必要です。
  - ②活動している区域を管理している管理者又は当該市町村の長から活動内容について証明が得られることを原則とします。(様式自由)
  - ③ボランティア団体としての活動目的を持ち、地域を活性化する公益の観点で社会貢献活動に積極的に取り組む団体を評価し支援する。
  - ④5年以上に渡り継続して支援している事業については、試行的に今後3年を目途にその活動内容を審査の上、引き続き支援を行うか検討を行います。

※河川協力団体や道路協力団体に指定された団体につきましては、応募内容によっては、支援対象外となる部分がありますので予めご相談ください。(7.支援対象外参照)

### 4.応募者数

応募数は、1団体あたり1件とします。(応募団体等の代表者や運営形態等から実質同一組織と見なされる場合は、複数の応募があっても1団体、1件の応募扱いとします。)

### 5.支援対象期間

- ①平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)  
(ただし、領収書や振り込み書類等請求に必要な書類の送付期限を平成31年3月20日までとします。)

### 6.支援額

- ①支援額は、全体事業費の1/2以下とし、上限額30万円以内を原則とします。  
※ただし、事務局経費(光熱費等)を除きます。
- ②上記2の各活動支援(1)～(3)への応募が多数の場合は、上記①の支援額の上限が変わる場合があります。
- ③支援額で、2-(2)-3)河川・道路等の愛護活動支援事業については、上限額20万円以内を原則とする。
- ④支援金の用途は、事業に直接必要な経費であって、人件費、謝金、飲食費、パソコン、カメラ等の通常使用する機器の新規購入費、景品の購入、物品の損料は、原則として含みません。
- ⑤2-(2)-4)地域資源の活用による活性化支援事業(九州風景街道)については、基本問題小委員会で決定した九州全体の新たな取組みに沿った活動を対象とします。その実施グループが定めるビジョンに沿った年間活動内容に対し、支援します。
- ⑥支援額の請求書については、決定通知書到着後～平成31年3月20日(必着)までに提出とします。

### 7.支援対象外

- ①NPO等の市民団体のボランティア活動で特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とするもの。
- ②応募団体の自らの収益活動を企画又は運営する為のもの。

## 8.募集期間

平成30年2月20日（火）～平成30年3月31日（土）（消印有効）

## 9.応募方法等

公益事業支援事業（助成）申請書に必要事項を明記し、関係書類を添付して当会宛に封書で郵送して下さい。（EメールやFAXによる応募は受け付けません）  
なお、封書の表紙に「公益目的支援事業」と朱書きして下さい。

送付先 （応募書類の提出及び事業完了手続き）  
〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2丁目5番19号  
一般社団法人 九州地域づくり協会「公益目的支援事業事務局」宛

## 10.応募書類

支援事業の応募書類の各様式は、ホームページからダウンロードできます。  
なお、各様式については、変更されている箇所がありますので、確認して提出して下さい。関係書類は次のとおりです。

- ①様式-1平成30年度公益目的支援事業に係わる応募団体の活動内容について
- ②様式-1-1応募団体活動状況表
- ③様式-1-2 応募団体から管理者への依頼文
- ④様式-2-1平成30年度九州地域づくり協会公益目的支援事業応募書
- ⑤様式-2-2 事業概要
- ⑥その他説明資料
  - ・実施団体の規約、機構図（作成されている場合）
  - ・その他、活動の説明に必要な書類等（新聞記事、パンフレット等を含みます。）

※申請書には、必ず連絡のとれる電話番号等をご記入下さい。

## 11.事業完了後手続

助成対象活動の完了後速やかに、通知書に記載されている活動分類Ⅰ、Ⅱに該当する関係書類を提出して下さい。なお、送付については、封書の表紙に「公益目的支援事業完了報告書」と朱書きして送付して下さい。

（※ なお、完了報告書の不備や、提出期限を越えた場合は、次年度以降の申請をお断りする場合がありますので予めご了承ください。）

活動分類Ⅰ（通知額が5万円を超える申請）

### ①様式-3 請求書

請求書の提出にあたって、全体事業費の精算とそのうち公益事業支援項目が分かる資料（様式-3-1）を提出して下さい。

また、併せて領収書等のコピーを提出して下さい。

### ②様式-4 活動成果報告書（CD-R）

当会公益事業の記録集に掲載しますので、実施した事業の内容がわかる資料（様式-4）、またパンフレット（作成済みのみ）、配布資料、新聞記事等（掲載のみ）及び事業実施中の写真を合わせて提出して下さい。

### ③様式-6 領収書

請求書等提出をされましたら、書類審査を行い、問題がなければ指定の口座に支援金を支払いますので、入金確認後、様式-6（領収書）に必要事項を記入の上、送付して下さい。

活動分類Ⅱ（通知額が5万円未満の申請）

①様式－5 請求・報告書

様式に金額を記載し、申請活動の活動状況のわかる写真を申請行事ごとに添付。  
また、併せて領収書等のコピーを転出してください。

②様式－6 領収書

請求書等提出をされましたら、書類審査を行い、問題がなければ指定の口座に支援金を支払いますので、入金確認後、様式－6（領収書）に必要事項を記入の上、送付して下さい。

※なお、上記様式等については、別途、（一社）九州地域づくり協会のホームページにおいて掲載します。

## 12.選定方法

- ①申込に対しては、必要に応じてヒアリングを行います。
- ②事業の選定に当たっては、公益目的事業運営会議及び理事会において審議し、実施事業を選定するものとします。
- ③選定結果は、6月中旬に応募者宛てに書面にてお知らせします。
- ④選定結果の選定内容に関する問合せについては応じかねます。

## 13.その他

- ①支援事業は応募書にもとづき、誠実に事業実施者が行うものとします。
- ②事業の実施にあたり事業実施者は、広報用の掲示物、配布物等には当会の助成事業である旨を明記して下さい。
- ③報告頂いた事業の実施状況や成果報告書は、当会の広報誌・ホームページ等で公開し活用します。